

愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施細則  
(看護関係施設・設備整備費補助金分)

(通則)

愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第15条の規定に基づき、交付要綱に規定する看護対策事業に係る施設設備整備費補助事業の実施において必要な事項について、本細則で定めるものとする。

1 対象

本細則で対象とする事業は、以下のとおりとする。

- (1) 看護師等養成所設備整備事業〔詳細は、別記1のとおり〕
- (2) 病院内保育所施設整備事業〔詳細は、別記2のとおり〕
- (3) 看護師勤務環境改善施設整備事業〔詳細は、別記3のとおり〕

2 交付の対象外費用

施設整備事業においては、次に掲げる費用は補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

3 競争入札の実施

補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等、県が行う契約手続きの取り扱いに準拠すること。

4 管理と運用

補助事業者は、事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

5 他の補助金との重複禁止

補助事業者は、補助事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

附 則

この細則は、平成27年9月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この細則は、平成30年5月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

## 別記 1

### 看護師等養成所設備整備事業

#### (通則)

- 1 看護師等養成所設備整備事業は、保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という。）の新設を促進し、医療機関等における看護師等を確保するため、看護師等養成所の新設に係る初度設備整備事業に要する経費について交付するものとする。

#### (交付の対象)

- 2 この事業においては、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づき指定を受けることのできる看護師等養成所の新設に係る初度設備整備事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費をその対象とする。

## 別記 2

### 病院内保育所施設整備事業

#### (通則)

- 1 病院内保育所施設整備事業は、医療機関に勤務する看護職員等の定着の促進を図るため、離職防止・復職支援対策の一環として行う病院内保育所の整備事業に要する経費について交付するものとする。

#### (交付の対象)

- 2 この事業においては、交付要綱別表第4欄に定める補助事業者が行う病院内保育所整備事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費をその対象とする。

### 別記 3

#### 看護師勤務環境改善施設整備事業

##### (目的)

- 1 看護師勤務環境改善施設整備事業は、看護職員の離職防止を図るため、医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設等看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善整備をする施設整備事業に要する経費について交付するものとする。

##### (交付の対象)

- 2 この事業においては、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が行う勤務環境改善整備をする施設整備事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費について交付する。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除くものとする。

##### (補助の条件)

- 3 この補助金の補助の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院
  - (2) 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院